

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値を継続的に向上させるため、経営環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制を構築するとともに、公正で透明性の高い健全な企業経営に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	39,587,000	6.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	33,631,000	5.59
株式会社みずほ銀行	22,057,311	3.67
三井住友海上火災保険株式会社	20,499,000	3.41
三井住友信託銀行株式会社	15,004,000	2.50
日本生命保険相互会社	14,851,675	2.47
農林中央金庫	12,985,000	2.16
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	11,020,543	1.83
株式会社山口銀行	9,944,000	1.65
東ソー共和国	9,911,800	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

1. 上記「大株主の状況」は、平成26年3月31日現在の状況を記載しております。
2. 株式会社みずほ銀行より平成25年7月22日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成25年7月15日現在で株式会社みずほ銀行他3社が35,926千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」は株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。
3. 三井住友信託銀行株式会社より平成26年4月4日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成26年3月31日現在で三井住友信託銀行株式会社他2社が50,042千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」は株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は上場子会社を有しておりますが、当該会社の独立性を尊重する一方、当社の連結経営戦略におけるグループの一員としての役割も重視しております。独立会社としての業績向上と事業の発展に向けて、相互の関係強化を図ると共に、グループ全体の繁栄に寄与するよう運営・管理して参ります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村田 博人	他の会社の出身者								△	△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田 博人	○	当社の取引先である太平洋セメント株式会社の出身者ですが、取引の規模、性質に照らして一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断しております。 また、当社の出身者である太田垣啓一氏が同社の社外取締役に就任しております。 【略歴】 昭和47年4月 小野田セメント株式会社入社 平成14年6月 太平洋セメント株式会社取締役 平成16年4月 同社取締役執行役員 平成16年6月 同社執行役員 平成18年4月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社取締役常務執行役員 平成22年6月 同社取締役専務執行役員 平成24年4月 同社取締役 平成24年6月 当社監査役 平成26年6月 当社取締役 現在に至る。	企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、客観的・専門的な視点での問題把握と意見具申をいただけること。 過去に取引関係のある会社での勤務経験がありますが、退職後2年を経過しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断していることから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は会計監査人の監査方法、監査計画等を調整し、会計監査人より会計監査実施報告を聴取しております。また、情報交換等を目的とした会合を適宜実施しております。

・監査役は内部監査部門より月例報告及び内部監査個別報告を聴取及び情報交換しております。また、内部監査計画についての報告の聴取並びに検討・協議をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
寺本 哲也	他の会社の出身者										○			
尾崎 恒康	弁護士										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺本 哲也	○	当社の取引先である栄研化学株式会社の代表執行役会長兼取締役であります が、取引の規模、性質に照らして、一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断しております。	企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、客観的・専門的な視点での問題把握と意見具申をしていただけること。
尾崎 恒康	○	当社の取引実績のある西村あさひ法律事務所の福岡事務所所長であります が、取引の規模、性質に照らして一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断しております。	当社と当社との取引の規模、性質に照らして一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断していることから、独立役員に指定しております。
		【略歴】 昭和45年3月 栄研化学株式会社入社 平成8年6月 同社取締役 平成17年6月 同社取締役兼常務執行役 平成18年6月 同社取締役兼専務執行役 平成19年4月 同社代表執行役社長兼取締役 平成26年6月 同社代表執行役会長兼取締役 平成26年6月 当社監査役 現在に至る。	当社と同社との取引の規模、性質に照らして一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断していることから、独立役員に指定しております。
		【略歴】 平成6年4月 司法研修所 平成8年4月 検事任官 平成9年4月 福岡地方検察庁 平成11年4月 東京地方検察庁特別捜査部	弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、客観的・専門的な視点での問題把握と意見具申をしていただけること。 当社は同法律事務所の他の弁護士に対し、必要の都度、法律事務を依頼しておりますが、同

	平成15年4月 法務省大臣官房訟務部門 行政訟務課付 平成16年7月 総務省行政管理局企画調 整課行政手続室 平成17年7月 検事退官 平成17年8月 弁護士登録 平成20年1月 西村あさひ法律事務所パ ートナー 平成25年7月 西村あさひ法律事務所福 岡事務所所長 平成26年6月 当社監査役 現在に至る。	法律事務所に多額の報酬の支払いを行って いることはなく、一般株主と利益相反を生じるお それのない独立性を有していると判断しているこ とから、独立役員に指定しております。
--	---	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
その他独立役員に関する事項	

・当社の全ての社外役員は独立役員の資格を充たしております。
・村田博人氏は平成26年6月27日開催の第115期定時株主総会において、当社社外取締役を選任されました。
・寺本哲也氏、尾崎恒康氏は平成26年6月27日開催の第115期定時株主総会において、当社社外監査役を選任されました。
・事業所・支店・子会社等の往査実施、社外で得られる重要な情報及び有用な資料等の提供、経営全般にわたる客観的かつ公正な監査意見の
開陳等を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

業績連動型報酬制度については、前事業年度の会社業績（経常利益）及び個人業績を反映させて年間の報酬を確定させる年俸制としており
ます。また、平成18年度より年功報酬的な意味合いの強い役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
該当項目に関する補足説明	

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的に、社内取締役及び従業員（当社理事）に対
し、ストックオプションを付与しております。平成26年3月期は、社内取締役13名及び従業員（当社理事）20名に対し合計220,200個（新株予約権1
個につき1株）付与いたしました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

・平成26年3月期における、取締役及び監査役の報酬等の総額は次のとおりです。
（1）取締役 支給人員16名、報酬等の総額360百万円
（2）監査役 支給人員4名、報酬等の総額66百万円（うち社外監査役 支給人員2名、報酬等の総額21百万円）
なお、（1）取締役報酬等の総額には、ストックオプションとしての新株予約権39百万円を含んでおります。

・役員ごとの報酬等の総額
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員報酬制度は、業績連動型報酬制度となっており、前事業年度の会社業績（経常利益）及び個人業績を反映させて年間の報酬を確定
させる年俸制を導入しております。取締役の報酬総額は平成18年6月29日開催の第107回定時株主総会で決議された年額7億200百万円以内と
な
っており、個別の報酬額は取締役会において決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

- ・監査役会事務局の専任担当者からの連絡体制（随時）を整備。
- ・取締役会決議案件等については、事前の資料配布等により説明を実施。
- ・重要会議の審議内容について定期的に報告を実施。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）取締役、取締役会
取締役会は原則として月1回以上開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。このほか、
意思決定の迅速化を図るため、経営会議を原則として毎週開催し、経営の重要案件を審議しております。また、全取締役・常勤監査役・事業部

長・関連部室長等によって構成される経営連絡会を原則として月2回開催し、各部門の事業状況報告、稟議事項に関する説明及びその他の重要事項の連絡を行っております。

(2) 監査役、監査役会

監査役制度を採用し、監査役会(原則として月1回開催)は企業経営に精通する、または法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役4名(この内、社外監査役2名)で構成し、取締役の業務執行について監査をしております。具体的には、取締役会その他重要な会議への出席、取締役からの報告の受領、重要な決裁書類等の閲覧等を行っており、経営・業績に影響を及ぼす重要な事項に関しては、取締役・監査役連絡会を設け、監査役が適時的確な報告を受けております。また、監査室、内部統制委員会及び会計監査人とは、適宜情報・意見の交換を行い、監査の効率性と実効性の向上を図っております。さらに、グループ会社の監査役とも連携し、定期的な情報・意見の交換を行っております。なお、監査役の職務遂行機能の強化を補助するため、監査役会に監査役会事務局を設置しております。

(3) 内部監査及び会計監査

内部監査専門部署として監査室を設置し、現在9名で運営しております。監査室は、当社及びグループ各社の内部統制の改善・強化に向け、業務に関する内部監査等を行い、その監査結果は代表取締役へ報告しております。会計監査の状況として、平成26年3月期において会計監査業務を執行した公認会計士は小野純司、渡沼照夫及び笠間智樹であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他15名であります。

(4) その他

当社は、コンプライアンス委員会、独占禁止法遵守委員会、輸出管理委員会、RC委員会及び内部統制委員会の設置やコンプライアンス行動指針の制定を行い、法令の遵守に努めております。また、必要に応じて弁護士等にアドバイスを求めることとしております。また、経営の透明性を高めるため、決算発表の早期化など積極的かつ迅速な情報開示に努めており、インターネットを通じても幅広い情報開示を行っております。なお、財務報告に係る内部統制報告制度への対応として、内部統制委員会が評価計画を策定し、監査室と連携して有効性評価を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は独立性が確保されかつ幅広い経験、見識を有する社外監査役による監査を実施することにより、会社の業務執行に対する中立的・客観的視点からの監視機能による適正なガバナンス体制の確保がなされると考えております。また、平成26年6月開催の定時株主総会において社外取締役を選任しており、取締役会の監督機能を強化する予定であります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前に発送
電磁的方法による議決権の行使	第113期株主総会(平成24年6月28日開催)より実施
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	第113期株主総会(平成24年6月28日開催)より議決権電子行使プラットフォームに参加
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに英文の招集通知を掲載
その他	事業報告書のビジュアル化

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を第2四半期、年度決算発表直後に開催。(説明会の模様はホームページにて動画配信)。 平成25年度第3四半期に電話会議を実施(電話会議の模様はホームページにて音声配信)。 今後は第1四半期、第3四半期の発表直後に開催。 平成26年2月に南陽事業所見学会を開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページの「投資家情報」で、決算情報、決算説明会資料、有価証券報告書・四半期報告書、事業報告書、アニュアルレポート、電子公告等を掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室が担当。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は環境保全と安全及び健康の確保が経営の最重要課題であると認識し、「環境・安全・健康基本理念及び行動指針」を制定し、また各事業所でも環境方針を定めています。さらに、製品の開発から製造、使用、廃棄に至るまでの環境・安全確保対策及び改善を実施する自主管理活動の「レスポンシブル・ケア(RC)」に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 [\(更新\)](#)

当社はコーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、内部統制システムの構築が必要不可欠であると考えております。取締役会が決議した内部統制システムの整備についての基本方針は以下の通りです。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスに係る規程を制定し、取締役・使用人の規範となる行動指針を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、社内教育を含めた全社横断的な取組みを行う。
 - ・内部通報制度を設け、常にその実効性の確保に努める。
 - ・監査部門が、コンプライアンスの実践状況につき、監査を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程に従い、適切な保存及び管理を行う。
 - ・取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・生産活動や販売活動の遂行に関連する各種リスクに対応するため、規程を制定し、リスク管理体制を整備する。
 - ・日常の各事業活動における個々のリスクに対する管理については、担当取締役の下で各部門が自立的運営を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・事業運営に係わる重要事項については、社内規程に従い、経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
 - ・取締役・監査役・事業部長・関連部長等によって構成される経営連絡会において各部門の事業状況報告、稟議事前説明及びその他の重要事項の連絡を行う。
- (5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社の管理運営に関する規程を制定し、その適正な運用を図る。
 - ・子会社から、定期的又は適宜に事業運営に係わる報告を求める。
 - ・子会社毎に責任部門を定めて子会社の事業運営の管理を行うとともに、子会社に取締役や監査役を派遣して、子会社におけるリスク管理及び効率的な業務執行のための助言・指導を行う。
 - ・東ソーグループとしてのコンプライアンスに係わる行動指針を定め、これを周知する。
 - ・総務、法務関連部門によるグループ横断的なコンプライアンス活動、RC(レスポンシブルケア)活動等を行う。
 - ・監査部門が子会社に対して監査を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役の職務を補助するため、監査役会の下に監査役会事務局を設置し、専任の使用人を配置する。
 - ・当該使用人は、監査役から直接指揮命令を受けるものとする。
 - ・当該使用人の人事については事前に監査役会と協議を行い、その承認を得る。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、職務執行状況等について取締役会等の重要な会議を通じて、適宜適切に監査役に報告する。
 - ・重要な決裁書類及び諸会議の議事録を監査役に回付する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、定期的又は適宜に必要な報告を行う。
 - ・内部通報制度の窓口が受付けた通報内容は監査役に報告するものとする。
 - ・監査役を内部通報制度における通報先の一つとする。
 - ・内部通報制度の通報者が、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、規程に定める。
- (8) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - ・子会社から受けた事業運営に係わる報告については、適宜監査役に報告する。
 - ・子会社の取締役等に対し、適宜当社の監査役に報告するよう要請する。
 - ・内部通報制度においては、子会社に係る通報及び子会社からの通報も受け付けるものとする。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項
 - ・監査役が職務の執行上必要と認める費用または債務の処理について、会社に請求することができるものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役と代表取締役との会合を定期的に行い、経営全般に亘る事項について意見交換を行う。
 - ・監査役と監査部門との情報交換を定期的に行い相互の連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に関する基本方針

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、平成16年2月に「コンプライアンス行動指針」を制定し、社員全員に配布しており、その中で、反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たないこと、また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等を渡すことで解決を図らないことを定めています。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除については、担当部署を総務部と定めて、弁護士や警察などの外部専門機関と連携を図り、具体的な対応を行う体制としています。また、これらの外部専門機関から反社会的勢力に関する情報の収集を行い、その情報は、適宜、関連部署及び関連会社に伝達し周知を図っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、平成18年2月28日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」(以下「当方針」といいます。)を決議し、平成18年6月29日開催の第107回定時株主総会において、株主の皆様から当方針をご承認いただき、以後の定時株主総会における取締役選任議案をご承認いただくことにより、当方針を継続しております。

しかし、当方針について改めて検討を重ねた結果、当方針の決議時と比較すると、当社を取り巻く経営環境等が変化しており、当社グループの企業価値の向上をさらに進めていくうえで、当方針を継続することの意義が相対的に低下してきていると判断し、平成27年5月11日開催の当社取締役会において、当方針を同日付けで廃止いたしました。

なお、当社は、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。

また、当方針の廃止後も、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制について
模式図は添付1のとおりです。

2. 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

適時開示に関し、情報取扱責任者は経営管理室担当役員、情報取扱責任部署は経営管理室、公開担当部署は広報室となっています。

(1) 決定事実の開示

取締役会で決議した決定事実のうち、経営管理室担当役員が適時開示事項に該当すると判断したものは、広報室を通じ適時開示を実施します。

(2) 発生事実の開示

重要事実に該当する可能性がある事実が発生した場合、当該事実の発生を認識した関係各部署は、経営管理室担当役員に報告し、必要に応じ取締役会に報告します。決定事実の場合と同様、経営管理室担当役員が適時開示事項に該当すると判断したものは、広報室を通じ適時開示を実施します。

(3) 決算情報の開示

決算情報については、取締役会での決議後、経営管理室担当役員の指示のもと広報室を通じ速やかに適時開示を実施します。

(4) 子会社に係る情報の開示

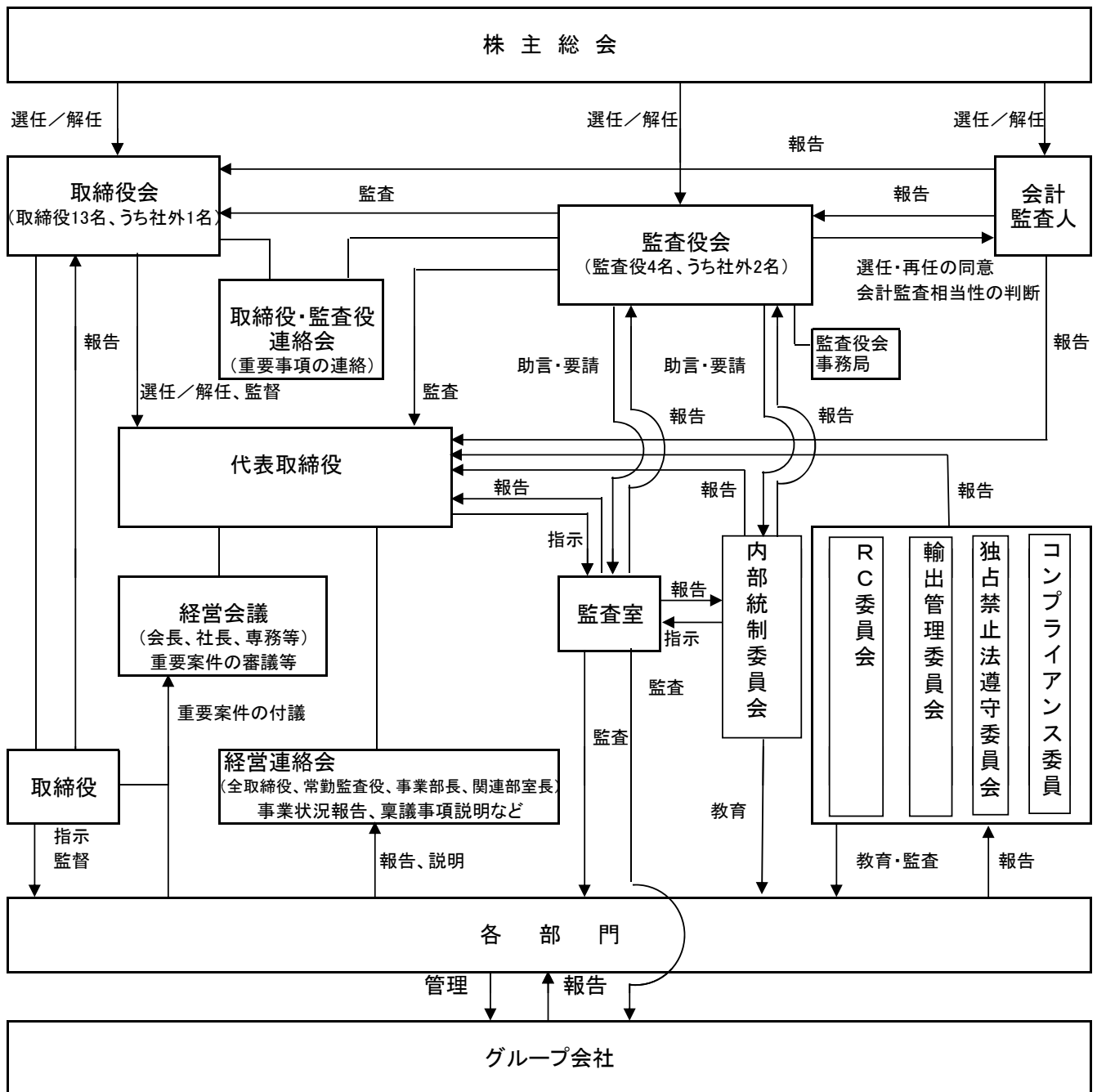
子会社に係る情報についても、重要事実に該当する可能性があることを認識した関係各部署は、経営管理室担当役員に報告します。経営管理室担当役員は適時開示事項に該当すると判断した場合、広報室を通じ適時開示を実施します。

(5) 内部情報の管理

役員及び従業員における内部情報の管理については、社内規程「インサイダー取引防止規程」の運用により徹底を図っています。

なお、適時開示体制の概要に関する模式図は添付2のとおりです。

【添付1】



【添付2】

適時開示業務フロー

